

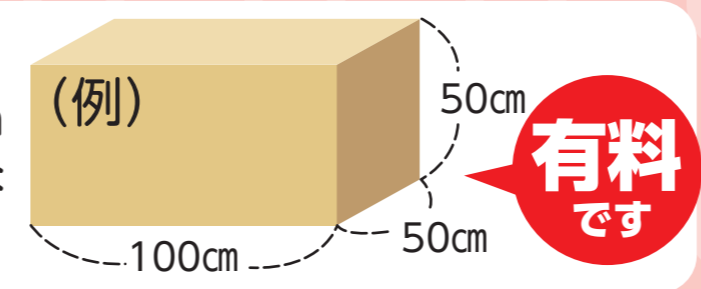
車内持ち込み品の取扱いについて

できます

- 重量** 30kg以内
- 容積** 0.25m³以内
※0.63メートル立方
- 長さ** 2.0m以内

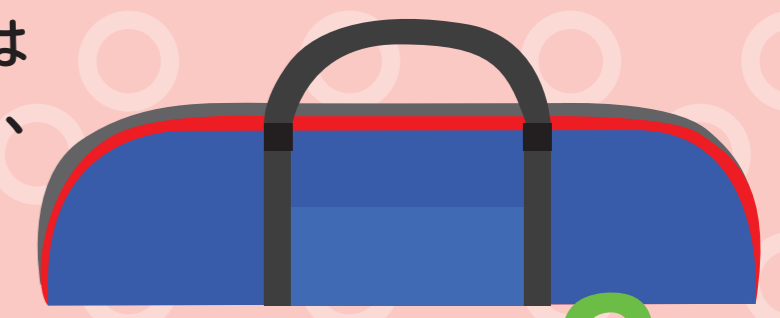
身体障害者補助犬法に定める盲導犬等を使用者本人が随伴する場合。


但し重量が10kg、タテ・ヨコが30cm、長さが1mを超えるものは有料となります。



特 例

- 運動用具または娯楽用具で、長さが2m以内のもの。
- 自転車は折りたたみ式で専用ケースに収納したもの。
- スキー・スノーボードは専用の袋などに収納し、長さ2m以内のもの。
- 専用ケース等にふたが閉まり完全に収納した犬・猫などの小動物。

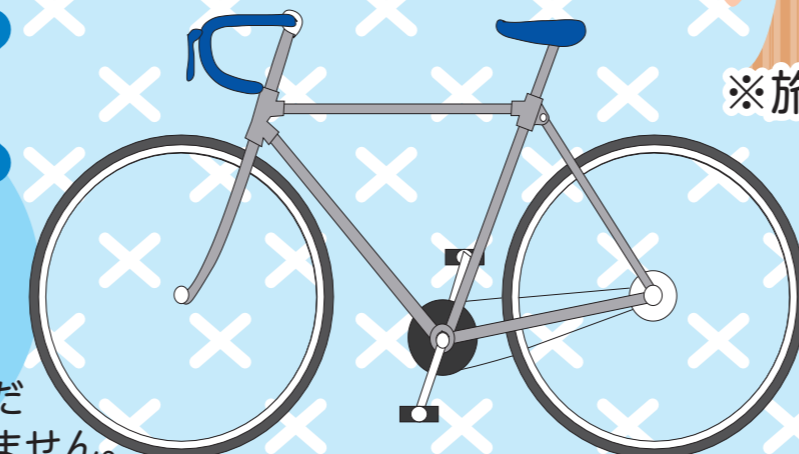


 高速バスでは車体トランクを含め小動物の持ち込みできません。

できません

- 重量** 30kgを超える
- 容積** 0.25m³を超える
- 長さ** 2.0mを超える

折りたたんでいない
むき出しの自転車
※専用ケースに収納していない折りたたんだ自転車も持ち込みできません。



バックなどから小動物が外へ出ている状態



むきだしのスキー板等

※旅客自動車運送事業等運輸規則に基づくものは持ち込みできません。

大きさの範囲内でも、通路・出入口または非常口をふさぐ恐れのあるもの、お客様の迷惑となる恐れのあるもの、車内を著しく汚損する恐れのあるものはお断りする場合がございます。